

内閣府独立行政法人評価委員会
国民生活センター分科会
第33回議事録

消費者庁地方協力課

第33回内閣府独立行政法人評価委員会国民生活センター分科会
議事次第

日時：平成24年8月10日（金）9:30～13:18

場所：消費者庁61会議室

1. 開会

2. 議題

- (1) 平成23年度における財務諸表について
- (2) 平成23事業における業務実績の評価について
 - ①項目別評価表について
 - ②総合評価表について
- (3) 中期目標期間に係る仮評価について
- (4) その他

3. 閉会

○山本分科会長 時間でございますので、ただいまから「内閣府独立行政法人評価委員会第33回国民生活センター分科会」を開催いたします。

本日の分科会は、内閣府独立行政法人評価委員会化令第6条の定足数の要件を満たしており、有効に成立しております。

それでは、事務局から本日の配付資料について、御説明をお願いします。

○石田課長補佐 それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、分科会の式次第が書いてあるものの下に、資料1としまして「財務諸表」。

資料2としまして23年度の実績項目別評価表。

資料3としまして23年度の総合評価表。

資料4としまして中期目標期間の仮評価表。

資料5としまして分科会の開催予定でございます。

そのほかに後ろでございますが、丸クリップの方に席上のみ配付資料でございますけれども、国民生活センターの組織・業務全般の見直しの当初案について（たたき台）。

当初案整理表、フォローアップ調査様式1と事務・事業の見直しという1枚紙を置かせていただいております。

資料でもし足りないものがありませんでしたらお伝えいただければと思います。

○山本分科会長 それでは、議事に入らせていただきます。まず、本日の議事の進め方につきまして御説明いたします。

お手元の議事次第に議題が列挙されておりますが、最初の議題であります財務諸表につきましては、前回もアナウンスいたしましたように、御専門の長岡委員から詳しい検討をしていただいておりますので、長岡委員の御意見を伺った上で御審議をしていただきます。

次の議題であります業務実績の評価につきましては、お配りしてあります平成23年度における業務実績の項目別評価表を基に、項目ごとの分科会としての評価を確定していただきます。

次に、平成23年度における業務実績の総合評価表ですが、あらかじめ議論のための案を作成いたしましたので、この案に基づき御審議いただきたいと思っております。

なお、本日の分科会は公開ですが、国民生活センターの実績の評価について議論いたしますので、評価の対象者である国民生活センター役職員には別室にて待機していただき、委員からの御質問等に対応する際に入室いただくことにしたいと存じます。以上のような進め方でよろしゅうございますか。

（「異議なし」と声あり）

○山本分科会長 異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題3としてお示ししております中期目標期間に係る仮評価表ですが、これにつきましても改め議論のための案を作成いたしましたので、この案に基づき御審議いただきたいと思っております。

更に、組織・業務全般の見直しの当初案につきまして事務局から御報告の上、御審議い

ただきたいと思います。

本日、例年行っております作業のほかに仮評価の作業がございます。時間も限られておりますので、なるべくメリハリをつけた進行に努めたいと思います。別に大事なことを省略するというは一切いたしませんけれども、例年は、「てにをは」の部分も私の考えではやはり会議で皆さんがいる中でしっかり確定するというのが本来の在り方ですので、「てにをは」も含め、この会議で極力決定するというふうに行っておりますけれども、本日は、時間の流れなどを見て、場合によりメリハリをつけた進行をしたいと考えております。なるべく時間内に終わらせたいと思っておりますので、御協力をお願いしたいと思っております。

それでは、最初の議題であります財務諸表に関しまして、まず長岡委員の方から御意見を承りたいと思います。

長岡委員、よろしくお願ひいたします。

○長岡委員 財務諸表を拝見いたしまして、別途、前年度との比較分析等の資料や口頭での詳細な説明を承りまして、特に問題はなかったと思います。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様から財務諸表につきまして、御意見、御質問等がございましたら御発言をお願いします。特に御質問、御意見等はございませんでしょうか。

そういたしましたら、財務諸表につきましては特段の御意見がございませんので、当分科会としては意見なしとさせていただきます。どうもありがとうございます。

それでは、議題2に移らせていただきます。平成23年事業年度の業務実績の評価でございます。独立行政法人通則法32条において、独立行政法人は各事業年度における業務の実績について評価委員会の評価を受けなければならないとされております。そこで、この件についてお諮り申し上げます。

まず、項目別評価表に基づいて項目別評価を行いたいと思います。評価項目が多数ございますので、委員各位の評価が同じ項目は確認程度にとどめまして、委員各位の評価が分かれた項目を中心に御審議をいただきたいと思っております。

それでは、資料2を基に順次進めてまいりたいと思います。今回は例年もそうですけれども、多くの点についてA評価ということで委員の意見がまとまった項目が大多数であります。ただ、一部の項目について意見が分かれた項目がございます。これについては単純に多数、少数ということではなくてそれぞれの御意見の理由を述べていただき、意見交換をして、納得感が得られたところでまとめたいと考えております。そうでない場合は最終的には多数決ということとさせていただきます。例年もそのように行っております。

そういたしますと、1ページ目はすべてA評価ですので、分科会評価の指標項目の当分科会の評価としてはいずれもAということになるかと存じます。

2ページの給与水準の件につきまして、Aをつけられた委員が4名、Bをつけられた委

員が1名ということになっております。これは匿名という形で資料には示しておりますが、我々は別にそういうことにこだわらないので、例年、議事録には実名が出る形で議論しております。それでよろしいですか。

(「はい」と声あり)

○山本分科会長 それでは、それぞれAをつけられた委員、Bをつけられた委員、追加の御説明があれば承りたいと思います。

ちなみにA委員の評価理由につきましては資料の方に示されておまして、A委員というのは多分私だと思いますが、これまでいろいろ努力されてきて、地域・学歴勘案指数が100に相当近づいてきたわけですが、今年は種々の要因があり乖離が若干微増したということとあります。これは前回の分科会で、出向者・中途退職者数が増えた等の理由で、努力したけれども、この数字になったという御説明でありましたので、一応Aということでもよろしいかと私としては判断したということでございます。

ほかに何か追加の御説明等がございましたら、御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

沼尾委員、どうぞ。

○沼尾委員 Bをつけたのは私なのですけれども、前回いただいている御説明で確かにラスパイレス指数の値は微増したのだけれども、消費者庁への出向その他の事情で、それがなければ98.7だったというような御説明をいただいているのですが、1つは、22年度より以前のところではそういった同様のことが全くなかったのかということところが1点です。

つまり、これは基本的には同じ基準の下にこの数字を算出しておられると思いますので、値がちょっと上がっているというのはいかがなのかなということで、おおむね達成ということで、一応おおむねということでBをつけさせていただいております。

前回、別添の資料で役職員の報酬・給与等についてという資料で、消費者庁さんの方から若干の御説明を前回いただいたかと思うのですけれども、それを見ますと、確かに23年度震災等の関係で非常勤職員を雇用しなければいけなかったところから、給与の支出額が上がっているというのはそのとおりなのですけれども、その他福利厚生費ですとか、最広義人件費のところも若干増加しているというような辺りのところもあったということと、前回いただいている資料で主務大臣の検証結果などのところも拝見させていただいたのですけれども、やはり最広義人件費の抑制に向けた努力が必要というような記載もあったというようなところから、確かに一定の努力はされているのですけれども、達成されたというよりはおおむねということかなという判断でBをつけさせていただいたところです。

○山本分科会長 ほかの委員から御発言はございますか。特にございませんでしょうか。

そうしましたら、今、沼尾委員の方から御質問というか、もうちょっとファクトの解明が必要な御発言もありましたのでセンターの方にお入りいただきたいと思いますが、最後の最広義人件費の問題はラスパイレス勘案の給与水準の問題なのかどうか。1ページの方の全体としての項目で一応計画は数字的に達成しているわけなのです。ただ、全体の在り

方として、注視していかなければいけないという今度の問題のような感じもするのです。ですから、ラスパイレス勘案の給与水準の評価ところでその観点を入れるのがいいかどうかという問題はあるように思います。むしろ前半の方でおっしゃった出向者の問題と福利厚生との辺りを伺いたいと思いますので、センターに入ってくださいませか。

○石田課長補佐 若干補足させていただいてよろしいですか。

○山本分科会長 どうぞ。

○石田課長補佐 まず、ラスパイレスの話でございますが、これは職員の給与ということでございますので、今、沼尾先生におっしゃっていただいたような非常勤さんの部分とかは勘案されない部分でございます。

これから国センさんに入ってきていただきますけれども、今までも消費者庁等に出向とかはありますが、若干数が増えたという部分があるということだと思います。

もう一点は、大臣の検証の結果もここにも書かせていただいたのですが、今は確かにラスパイレス的には100.4なのですが、これはそのほかに実はその後も書いてあるのですが、借上宿舎というのがございます。借上宿舎制度というのがありまして、借上宿舎というのは手当ではございません。これは法定外福利厚生費でございますので、その分借上宿舎をやめると、その代わりに住居手当という形で手当をいただく形になります。手当をいただくとその分ラスパイレス指数が上がるという形になります。ですから、これをやめた後に指数100を目指すというのは非常に努力が必要になってくるということがございます。一応御参考まででございます。

(独立行政法人国民生活センター関係者入室)

○山本分科会長 どうも本日は御苦勞様でございます。現在、この分科会において平成23年事業年度業務実績評価を実施しておりまして、その過程で委員の方から御質問が出されましたので入っていただいた次第であります。

給与水準につきまして、前回の御説明で平成23年度においては地域・学歴勘案指数が対前年度比、平成22年度に比べ微増したけれども、それは出向者・中途退職者等が増えたことにより、その影響でこの数値になっているという御説明がありまして、それを踏まえて各委員も評価されたわけですが、委員の中から、それ以前も出向者というのはあったのではないかと、その辺を踏まえて評価したいという御質問がありました。

また、福利厚生費等が増えているという部分についてももう少し御説明を伺った上で評価したいという御質問が出されましたので御回答いただければと思います。もし私の今のまとめで不十分なところがありましたら、各委員も御質問いただいて結構ですけれども、よろしいですか。では、よろしく申し上げます。

○古畑理事

お答えさせていただきます。ラスパイレス指数につきましては、出向者のこともございますし、それが23年度内7名でございました。今、24年度はプラス3で、また24年度になってから増えていきますけれども、23年度7名。実際に正職員と任期付職員が常勤職員でござ

いまして、こちらがラスパイレス指数と申しますか、母数とする中心となっているところでございます。正職員については23年のところは115人、任期付職員11人ということでございます。

ただ、115人のうちの出向者は庁との連携に基づいて出しているわけでございます。いわゆるラスパイレス指数というのはそれぞれの年齢、階層における・・・。

○山本分科会長 その前の時期、22年度、21年度、20年度。今回は20年度からですが、項目別評価表には16年度から指数が記載されております。それ以前との比較について御質問が出たのです。

○古畑理事 今回の第2期中期より前の期間についてですか。

○山本分科会長 といいますか、23年度についてのみ私の記憶ですと、特にそのことを強調されて微増したのだということをおっしゃっていますけれども、それ以前はどうだったのかということも伺った上で判断したいという御質問が出たということです。

○古畑理事 それまでは出向者については、たしか2名平均であったと記憶しております。

○山本分科会長 それ以前は平均2名程度で推移してきたのが、23年度は7名が出向者であったということで、その年が特に多かったのだと。

○古畑理事 一元化に向けて。

○山本分科会長 それはわかっております。そういうことですね。福利厚生費等が増えているようだけれども、これは何か特別な理由があるのかどうかという御質問についてはいかがですか。

○古畑理事 福利厚生費は非常勤職員にも関わるものでして、業務量が増加する中、常勤職員数を抑えながら業務を遂行するためにこちらの人員を増やしてございますので、比例的に増えてきたものと考えております。

○山本分科会長 そうすると、ここの表については職員の方の福利厚生費のみが反映されているということですか。

○古畑理事 ラスパイレス指数のところですか。全体ですから、ここには職員、つまり正職員プラス任期付プラス非常勤が入っている。

○石田課長補佐 ラスパイレスの場合というのは給与ですから、福利厚生費とか含まれていないのではないですか。

○古畑理事 でも、今の先生の御質問は、ここに書いてある福利厚生費についての御質問。

○山本分科会長 私というか、委員の方からそういう質問が出されたものですから、その辺の見方について御説明いただければということ。

○国民生活センター おっしゃるとおりラスパイレス指数は給与だけでございます。今の福利厚生費については、総人件費の一部です。

○石田課長補佐 この給与水準のところでは言われているものについては常勤職員の給与でございますので、福利厚生費とはまた別のところだという認識ですが、それでよろしゅうございますね。

○古畑理事 ラスパイレス指数の定義の話ではないですね。ここに書いてある総人件費についてという項目の。

○国民生活センター 多分違う資料を見ているので議論がかみ合わないのです。

○石田課長補佐 この項目別評価表の2ページの給与水準のところの給与水準の話をされているのです。

○古畑理事 項目別評価表のところには福利厚生費は入っていませんね。

○山本分科会長 事務方の御説明でよろしいわけですね。福利厚生費の質問を出されたので、その関係について御説明いただければそれで結構です。

○古畑理事 わかりました。ラスパイレス指数が記載されている役職員の給与等の公表資料に福利厚生が入っているかという御質問であれば、そうであります。

○山本分科会長 基盤になってこの数値が出ているのかどうかということで。

○古畑理事 失礼しました。そういうことであればラスパイレス指数には入っておりません。

○山本分科会長 私たちは国民生活センターの職員ではないのでみんな知っているわけではありませので、毎回大変詳細な説明は受けておりますけれども、やはり個別の問題について評価する際にわからないことが出てきますので、そのときにいろいろまた追加で御説明いただければと思います。

委員の皆様からただいまの御回答というか御説明を受けて、更に何かお聞きになりたいことはございますか。今の項目に関しては、特によろしいですか。それでは、どうも御苦労様でございました。またお入りいただくことがあり得るかと思いますが、よろしく願いいたします。

(独立行政法人国民生活センター関係者退室)

○山本分科会長 そうしましたら、ただいまの説明、やはり平成23年度が消費者庁との連携強化ということもあり、特に出向者が増加したということ。福利厚生費については、ここは給与だけの数値であるので、それはあまり関係ない、ここは給与だけ調べる項目という御説明でしたので、そうしますとA評価という形にして、あとの総合評価表あるいは仮評価表の方で、今後の取組みのところで沼尾委員の御関心事項等を反映させるということではいかがでしょうか。

(「はい」と声あり)

○山本分科会長 それでは、ここは指標項目ともA評価としたいと思います。

次の随契もすべての委員がA評価でありますので、分科会評価もAにさせていただきます。次に、保有資産の有効活用の方でございます。これについても意見が分かれておりました、E委員がB評価となっております、評価理由として震災の影響を除くと前年度を下回っているということでございます。これについて何か補足の御発言をいただけますでしょうか。

では、沼尾委員、どうぞ。

○沼尾委員 すみません、これも私がBをつけたのですけれども、基本的には目標を達成しているということなのですから、震災の影響を除くというのはある意味仮定ですので、これ自体をどこまで見るのが妥当かというのは議論があるところだと思うのですけれども、これもおおむね達成されているという考え方の方が適切なのかなという判断でBをつけたのです。震災の影響というものが実績ではないということで、項目自体は一定の評価が達成されているという判断でAと変更していただいても全く構いません。

○山本分科会長 ほかの委員の皆様から何か御意見ございますか。特にございませんでしょうか。沼尾委員の方からはAに変更しても異存がないということでございました。ここは市場化テストを行って、今、相模原の事務所は研修に使っていないということで、ほかの外部貸出等であるべく有効活用しなさいということなのですが、実績の数値をどの程度ここで見るのかというところが問題でして、相手のある話ということであるので、市場化テストを実施して、どうぞ借りてくださいといっても、来なければという、そこで減るとBということになるのかという項目の考え方ですね。基本的にこれはベストエフォートの方の話ではないかと思って、数値目標ということではないので、沼尾委員もおっしゃったようにここはA評価ということですのでよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」と声あり)

○山本分科会長 それでは、ここは分科会評価は指標項目ともA評価とまとめさせていただきたいと思えます。

○石田課長補佐 分科会長、沼尾先生の評価自体はBのままでよろしいのですか。それともBからAに変えるということなのでしょうか。

○山本分科会長 どうぞ。

○沼尾委員 私自身は競争入札した結果、一応3年間の契約ということなのですから、その上で国センとして落札した先の業者に対してチェックですとかサービスの質に関してある程度監督する責任はあるのかなと思っておりまして、そういう意味で実際の宿泊者数が減ったというところでの対応に若干ひよっとすると課題があったのかなという判断でおおむねということでBをつけたという経緯があるので、全体としてAにさせていただくのは構わないのですけれども、もし可能であればこのままこれを残していただければと思います。

○山本分科会長 私も別にそれで変えていただく必要は全然ないと思っていますので、むしろ全部Aというのは、言葉は悪いけれども、かえってうそくさい。多様な意見があって評価しているということは大変分科会としてもいいことだと思いますので、これはE委員からBの評価があったということで入れさせていただいて、分科会の評価としてはAということにとりまとめたいと思います。

これはまた後で総合評価と仮評価で今後のことも問題になると思うのですが、これもこういう外部貸出はやめるということですね。ですから、今の御指摘を生かせるのか、難しいのか、その辺はまたそちらの方で審議いただきたいと思います。

続きまして、次の相模原の研修施設としての廃止の具体化について検討するという項目と、東京事務所の機能が十分発揮できるよう、その移転について検討するという項目につきましては、多くの委員が自己評価と同様のA評価とされているわけですが、A委員というのは私ですけれども、これは御存知のようにいろんな会議体が設立されて検討していて、その中でも重要な項目になってございます。

一番現在進行中のものとしたしましては、国民生活センターの国への移行を踏まえた消費者行政の体制の在り方に関する検討会というところで今こうした問題について検討しているということで、その中でセンターもオブザーバーないしは今の検討会ではメンバーとして理事長は入って発言されているということもありますけれども、当初の中期計画はセンターが検討するというか、方針が決まってその方針に基づいてセンターが検討することになっていたのに、もうその前提が変わってきているので、我々としてこれはA B C Dと評価するという対象がないのではないかと、むしろそういうふうにとまとめた方がよろしいかなと思って、別にマイナスということではなくて前提が変わってきているので、計画を達成しているかという、それはA B C Dというのはおかしいのではないかというのが私の意見なのですが、この点いかがでしょうか。皆さんのお考えを聞かせていただければと思います。

○大河内委員 私もそれに全く賛成です。

○山本分科会長 ほかの皆さん、いかがですか。

○伊集院分科会長代理 確かに状況が変わってきておりますので、おっしゃるとおり評価しづらいというのでしょうか、この評価でいいのかという部分はあります。私もそう思います。

○山本分科会長 ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、ここはそういうような形で整理させていただきます。また別途、総合評価表、仮評価表の方については同様の項目が出てきますけれども、その記述についてはどうするか検討しますが、とりあえず23年度の実績評価としてはそういう形で整理させていただきたいと思います。

したがって、分科会評価は横棒といいますか、ほかにもそういうケースが過去にもありましたし、今回もありますけれども、それと同じような形で整理させていただきます。

続きまして、もう一つ、今回項目別評価表の中では重要な項目でございますが、4ページの一番上のところで、PIO-NETの刷新に関する項目がございます。その一番上のポツのところで、4名の委員はA評価であります、E委員はB評価ということであります。これについても委員の御意見を伺って分科会評価を決めたいと思いますが、評価理由の中にB委員とE委員の理由が記載されてございます。この点は皆さんいかがでしょうか。追加の御発言はございますか。

沼尾委員、どうぞ。

○沼尾委員 PIO-NETシステムの改善ということで、刷新をされてこの間取り組んでこられ

たというところは大いに評価できるところなのではすけれども、ただ、これは現場のセンターなどのところからすると非常に使い勝手が悪いという話を各方面から聞いておまして、それに対して要望を聞いて改修を行ってこられたという意味での成果が上がっているというところを積極的に評価するのか、まだまだ課題が残っていてなかなか要望通りの改善が進んでいないというような意見も聞かれるものですから、それでおおむねということで私の方ではBという評価をつけさせていただいたということでございます。

○山本分科会長 ほかに委員の皆様から御発言ございますか。

伊集院分科会長代理、どうぞ。

○伊集院分科会長代理 私はB委員ということで逆のAという評価をいたしました。というのは、これまでのPIO-NETの取組をずっと見てきたときに、昨年度に比べてどうなのかという、いろいろまだまだ問題もあると思いますが、そういう意味では昨年度比で今年度の状況というのは数字の上から拝見いたしますと、登録までの期間短縮に向けて着実にやっている。その数字も出てきて短縮の方向に取り組んできているという実績を評価して私はAということにさせていただきました。まだまだ問題はるかとは思いますが。

○山本分科会長 ほかに委員の皆様、何か御発言ございますか。

大河内委員、どうぞ。

○大河内委員 いろいろな中で多分ずっと改善していかなければいけないシステムなので、この年度ごとの評価としてはAでいいのではないかと考えてAにしました。

○山本分科会長 ほかに御発言はございますか。

私はAという意見をつけたのですけれども、沼尾委員の意見なども拝見しまして、ここを少し確かめたいことがあるのです。

というのは、中期計画ですから、項目別評価もさりながら、後の方の総合評価、仮評価にも関係することなのではすけれども、中期計画は苦情相談の受付情報が作成され次第、即時にPIO-NETへ登録する業務体系の転換を図る。これは大目標なのです。

本当に現状はどうなのかというようなことで、前回分科会で配付されました資料15というのがございました。PIO-NET刷新に関する検討会中間報告。これは勿論、今回の評価のすべてに関係するというよりは、今後の改善ということで非常に多岐にわたる問題点について検討した資料でございますけれども、システムの改善ということと業務体系の転換と両面があるのです。

私たちは、どちらかという、これまで20年度からの分科会における評価においては、システムの転換ということを中心に置いてきまして、実際に法人の方の各年度の計画もシステムの転換ということでPIO-NETの2010を立ち上げる。そのためには仕様書などをどうするかという検討の準備期間が2年ぐらい必要だとか、それを実際に本格運転にしてもいろいろ不具合が出てくるので、今その改修に努めている。今回はいろいろ不具合が出てきたところで優先度の高い項目を改修したが、全部は改修できないということでシステムの話がメインに出てくる。そのところを全体としてどう理解したらいいのかということ

もでございます。

では、今改善されていないで、まだ直っていないのはどんな問題で、それは本当に大した問題でなければよいけれども、大きな問題が残っているということであればまた評価にも関わってきますので、その辺この問題にかかわらずPIO-NETは非常に重要な問題ですので、委員の皆様のご認識を深めていただくという意味でその辺りを質問させていただきたいと思っておりますので、センターの方に入ってくださいませか。

(独立行政法人国民生活センター関係者入室)

○山本分科会長 よろしいですか。再びお入りいただきまして、どうもよろしくお願ひいたします。

PIO-NETの刷新等の項目につきまして、評価の上で更にセンターの方にお聞きしたいことがございますので、お入りいただきました。

まず、私の方から質問をまとめて述べまして、また各委員からも御質問があればお出しいただくということにしたいと思います。

今回のPIO-NET刷新に関する取組につきまして、そもそもということで中期計画は苦情相談の受付情報が作成され次第、即時にPIO-NETへ登録する業務体系の転換を図るということになってございます。これは今回の中期計画の大目標で、第15回の当分科会におきましても、当時の理事でありました田口理事の方から、システムを変えて個々の相談員さんが直接入力システムということで相談情報を入力したら即国民生活センターに登録されるということを実現しようというのが目標だという御説明を伺っているわけでありまして。現在、実態がどうなのかということをご率直に教えていただきたいということでありまして。

私、前回、この分科会に資料として提出されましたPIO-NET刷新に関する検討会の中間報告というのを読ませていただきまして、実に複雑多岐な問題が絡んでいるということはよく理解いたしました。ただ、今回の年度評価においてその多岐にわたる問題のどこが問題になっていて、それが達成されているのかどうか。それともほぼ達成されているのか、やや達成されていないのかという辺りの評価をしなければいけないものですから、その辺を伺わせていただきたいということで、今回は23年度計画としてはPIO-NET2010の安定的な稼働を図るとともに、各地のセンターなどの改善要望を基にシステムを改善するというところで、優先度の高いものからシステムの改善を行ったということが実績としてこちらに御説明いただいているわけでありまして。

そこで全体計画との関係で現状がどうなのか、システムの面においてシステムの改善要望に対する対応としてほとんど重要なものはクリアーできているのか。それともまだ対応ができていない項目の中でなお重要な項目が残っているのかどうか。その辺が大目標であります受付情報が作成され次第、即時にPIO-NETへ登録する業務体系への転換を図るという目標との関係で、今残っているまだ実施されていない改善項目というのがどういう位置づけにあるのかという辺りを御説明いただければと思います。いかがでしょうか。

これは私の質問なのですが、ほかに委員の皆様から追加でこの辺はどうかという御質問

はございますか。よろしいですか。では、よろしく申し上げます。

○古畑理事 まず私の方から答えさせていただきます。補足があれば山形理事から補足してもらいます。

この登録につきましては、テクニカルな面と地方自治と国の行政というハード面とソフト面ということがあると思います。ハード面に関しましては、地方の方が入力され、それがセンターにある、いわゆるプライベートクラウドのところに登録されるICTのインフラはできております。今、32日、31.5日とか言われています、いわゆる登録される期間でございますが、これは自治体の行政原課がそれを登録するところに縛られているところ大でございます。今のが1つの答えでございます。

テクニカルなところの面で改善するところがどこまで行っているかという御質問だったかと思いますが、前回分科会で御報告させていただいたように、全体で400、500件の改善の要望がございました。そのうち似たような要望は、いわゆる一般化するところで39カテゴリーになると御報告させていただき、そのうち29カテゴリーについては対応ができたとお答えさせていただいたかと思います。

いわゆるICTインフラとしてテクニカルにそれができないこと、つまり、相反する申し出要請もございました。例えば画面スクロールやタブの切り替えを少なくすること、文字を大きくしてくれる。これはテクニカルには相反することでございます。相反することはできないことございまして、地方に1,000ほどございます消センの意見をどこかで統一する努力は必要だったかと思います。

私からは以上でございます。山形理事、何か。

○山形理事 今、古畑理事が申し上げたとおりでして、システム的には実は2010を開発するときに、分科会長がおっしゃっていた登録期間短縮というのは至上命題だったものですから、システム的にはこうしましょう、あと運用はこうしましょうということで、2010の導入前にも地方の自治体と散々議論をしたのですが、結局、自治体側の行政文書ですから、PIO-NETに登録するというのは外部に提供するということになるので、どうしても行政文書を提供する手続が必要だということから、条例等が絡んでくるということした。

ですから、自治体は自治事務でやっていますから、自治体ごとの考え方に非常に乖離があって、実際、2010を導入してからの登録日数は平均32.5日で中央値は25日ですけれども、早いところは2日か3日で登録してきてくれています。だから、自治体側がそういう意識を持ってやっていただければ早くできるのですけれども、一方で自分たちは相談処理についてはここまでやらないと登録しないという方針です。と百何日かかっているところも出てくる。

今回の消費者庁の検討会でもそういうことを踏まえた上で短縮する努力、自治体側の処理の手続の問題というのはやっとなお委員の皆さんに御理解をいただいた上で、なお工夫をしたらどうだという提案になっているかと思います。前回の2010のときは、最後の最後まで頑張ったのですけれども、全国のセンターを集めて説得をしましたけれども、やは

り最終的には合意に至らなかったということで、合意に至らないということは強制的にこうしますということではできなかつたものですから、システム的にはできるのですけれども、結果的に当初の目標になかなか達していない。つまり、業務改善をするということはそこまで踏み込まないと、自治体側に理解を得ることはなかなかこれは難しいというか、法律で強制するということではできませんので、その辺が痛しかゆしのところかなと思っています。

○山本分科会長 ただいまの御説明でシステム的には完成しているのだと。今、改善要望というのシステム的に即時にPIO-NETに反映される機能についての改善項目なのではないのだということは確認させていただきました。

あと自治体の関係はよくわかります。これは前から言われていたことなので私はよく理解していますけれども、国センレベルで行うその他の改善余地については、いかがでしょうか。即時にPIO-NETへ反映させる業務体系の転換ということで、システム以外にこの中間報告でも入力情報の簡素化等は、国センの方でやれる話ですね。自治体がどうのこうのという話ではない。その辺は今後の課題ということでよろしいですね。

私たちとしては今の御説明を承って、中期計画の「消費生活センターの協力を得て即時反映の業務体系の転換を図る」というところの前段の消費生活センターの協力を得てということが自治体の施策との関係があつて十分まだ問題が解消されていない。したがって、平均36.5日、中央値が21でしたか、25でしたか、そういう数字になっているということと理解させていただきたいと思います。

ほかの委員の皆様、この件につきまして御質問はございますか。

沼尾委員、どうぞ。

○沼尾委員 システム自体の改善が進んでおられるということは伺っているのですが、実際に条例その他の手続の前の段階で、システム自体の入力のしやすさですとかについて、まだまだ要望というのが反映されていないのではないかなというような声も現場の方から多々聞くこともあるのですが、その辺りについてはどのように認識されて今後の対応について考えておられるのかというところを教えてくださいませんか。

○山本分科会長 どうぞ。

○古畑理事 確かにそういう声は常にございます。やはりPIO-NET2010を立ち上げたときに最初に我々が改修作業に入ったのは、相談概要、相談結果、メモ欄、本当にフリーに書けるワードを添付したい。これは最初に対応をさせていただいております。

キーワード等入力についても、これもPIO-NETのワーキンググループで出たことでございますけれども、以前より相談員をやっている方は、私自身もびっくりしたのですけれども、本当にキーワードを送っても全然困らないよと、むしろあつた方が私たちは使いやすいよという相談員さんがいらっしゃいます。

その一方、新しく補正予算でできた1人相談センター、そういうところは隣に聞く人がいない、そのときに困る。それは巡回訪問であつたり省庁会議であつたり、いろいろな他

の方向で対応してきているつもりでございます。

○山本分科会長 ほかに委員の皆様から御質問等ございますか。では、特にございませんでは、説明を承りましたので、本件につきましては御退席いただいて結構です。どうもありがとうございました。

(独立行政法人国民生活センター関係者退室)

○山本分科会長 それでは、ただいまの御説明を受けまして御審議いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

私としては、やはり大目標が業務体系の転換を図るということで、未改修部分がそこに係るような問題であれば、これはAというわけにはいかないかなど。私自身はAとつけたのですけれども、その認識が十分でなくてAとつけたという面もありますので。しかし、そこに关わるものではなくてシステムとしてはできているのだと、残りの改修部分も大事なところはかなりカバーされていて、あと予算とかいろんな関係で若干非改修部分が残っている。あとの業務体系の転換がまだ十分図れていない、即時反映の転換が図られていないということについては、行政文書の公開に関する方針が慎重な自治体がかかり多いということに关わるのだということでしたので、私としてはAの判定で個人的にはその意見を維持したいと思いますが、ほかの皆さんいかがでしょうか。

先ほどほとんどの委員から御発言いただきましたのですが、長岡委員はいかがですか。今のいろいろ皆さん意見とセンターの説明を伺って。どうぞ。

○長岡委員 今、センターの御意見を伺いまして、やはり私としてはシステムを完成しているということですし、今年度の評価としてはAでいいかと思ひます。

○山本分科会長 そうしましたら、これは最終的に意見が分かれるということも多々あり得るということですので、その場合には一応多数の方でということに由来もやらせていただひていますので、ここは分科会評価としてはいづれもA評価とさせていたひきたいと思ひます。なお、各委員の御意見等につきましては、また総合評価表あるいは仮評価表の方の附帯意見というか、今後への取組への期待というような記述の中でまた後ほどの審議事項の中で生かしてまいりたいと思ひます。

そうしましたら、あとはかなりA意見で皆さんの意見がまとまっておりまして、1つだけ、16ページ一番上の項目でございます。中核機関としての役割強化というところで、年度計画といたしましては消費者庁が中心となってセンターの業務及び組織の整備、関係機関等の役割分担、運営等の具体的な方策に关し、検討を行った結果を踏まえ、適切に対応するという事になってございます。しかし、まだ結果が出ていないし、消費者庁よりもう少し広い枠組みで内閣府の副大臣主催の検証会議でありますとか、現在は同じく副大臣主催で検討会が開催され、なお検討が継続中ということですので、センターの方もそれぞれの会議体の位置づけに応じてそれに参画はされてはいますけれども、やはり当初の計画との関係では、これが達成されているのかという評価は難しいと思ひましたので、先ほどと同様、これはバーにした方がよろしいのではないかと思ひたのですが、この点につき

ましていかがでしょうか。

どうぞ。

○伊集院分科会長代理 私もこの枠におきまして、評価にするのに戸惑いまして、おっしゃるとおりだと思います。

国民生活センターがこれまでの消費者の安心・安全の生活を守って維持するための中核機関として、また消費者と直接向き合う前線で培ってきた知識、情報、専門性が今後の新たな組織の中で十分機能して高めていくような体制づくりを期待したいというようなことを要望するにとどめるということで、私はここも御意見に賛成でございます。

○山本分科会長 ほかの皆様はいかがでしょう。先ほどのところでも似たような項目があったかと思うのです。

どうぞ。

○大河内委員 私もどう評価したらいいかはわからないなと思いつつ、国民生活センターさんとしては自己評価をAにされているので、それでいいのかなというぐらいの気持ちでAにしたので、そういうところではできないということで結構です。

○山本分科会長 今回は通常の評価と状況が違うものですから、例えば商品テストとか研修とか、そういう項目であればセンターで計画があり、センターがその計画を実施しているかということで我々は判断できるのですけれども、このように前提がかなり違ってしまっている部分についてはなかなか評価しづらいということで、今、3名の委員まではそうなっているのですが、ほかの委員の皆さんはそういう形でよろしいですか。

(「はい」と声あり)

○山本分科会長 では、そのようにここは項目別評価としてはまとめさせていただきます。マイナスという意味では勿論ありません。マイナスという意味ではなくて今言ったような趣旨で、分科会評価にはなじまないという判断をさせていただくということであります。

そういたしますと、全体といたしましては評価がつく項目につきましては、今回の分科会評価は指標項目としてすべてA評価ということとなったかと思えます。一部の項目につきましては自己評価とは齟齬をいたしますけれども、該当なしというような形で私たちは判断するという項目が幾つかございました。そこはそのような形でとりまとめさせていただきたいと思えます。個別の確認は必要ないと思えますので、項目別評価につきましては以上のように決定させていただきたいと思えます。

それでは、一応今日は長丁場でありますので、1時間弱経ちましたので、ここで暫時休憩をさせていただきまして、休憩後、後半の検討に移らせていただきたいと思います。10分ほど休憩いたしまして、10時50分に再開させていただきます。

(休 憩)

○山本分科会長 それでは、時間でございますので、再開いたします。

続きまして、平成23年度における業務実績の総合評価表につきまして御審議をいただきます。お手元の資料3 総合評価表には、項目別評価表の評価理由欄を含めまして、各委員から御提出いただきました意見を踏まえて作成した案が記載されております。

これにつきましては、例年ですと事務局から逐次読み上げをお願いして御審議をいただいておりますが、今日は後の仮評価の項目の審議事項もございますので、すべての読み上げという形ではなく、項目をある程度分けまして委員の皆様にも黙読をいただきまして、最終チェックをいただき、なお修文の御提案がございましたら御発言をいただいで進めてまいりたいと思います。

まず、最初の1 ページ目、これは業務運営の効率化に関する事項ということでひとまとまりになってございますので、ここにつきまして御意見がございましたら御発言をお願いしたいと思います。

沼尾委員、どうぞ。

○沼尾委員 2番目の人件費に関してと3番目の給与水準に関してというところなのですが、私の方で給与水準のところについて先ほどBということで100.4については更なる取組を期待するという記載を加えていただいたというところで盛り込んでいただけたと理解しているのですが、先ほどの福利厚生費ですとか最広義人件費などの問題についてはラスパイレス指数というよりは総人件費の問題だというお話でしたので、むしろ2番目の人件費に関してというところで削減実績を達成したとはあるのですが、前回の資料の中ではここが膨らんでいるというような記載もありましたので、その辺りのところを若干記述いただいた上でさらなる取組を期待するという一文を加筆していただくような形でお願いができないかということがございます。

○山本分科会長 ただいまの御発言に関しまして、これもどこかほかの項目で出ていなかったですか。ここは先ほど言ったように給与だけの項目なので、そして23年度事業年度の総合評価表なのですね。ですから、項目に対応する評価を書くということからすると、今の広義。

○沼尾委員 なので、2番目の人件費に関してという1つ前のところですか。

○山本分科会長 給与水準の前のところですね。

○沼尾委員 はい。逆にこちらの方が先ほどの福利厚生プラス最広義人件費に関しての記述を。

○山本分科会長 わかりました。それはどこかに出ていなかったですか。後の記載事項でどこかに出ていなかったですか。

○石田課長補佐 念のため補足させていただきますが、国センの場合なのですが、人件費というのは職員の分でございますが、要は非常勤とか派遣職員とか、そういう広い意味で言う人件費は、一般管理費とか業務経費の方に入る形なのでございます。というのを補足させていただきたいのと、今の山本分科会長からのお話の件でございますけれども、それにつきましては例えば5ページの「II. その他の業務実績等に関する評価」の「1. 業務

運営の改善に関する事項」のところで、最広義人件費の抑制に努めることを期待するという形は現在記載させていただいているところでございます。

○山本分科会長　ということで、勿論、1ページの1のところでお書きで、今の御説明だと2よりもむしろ1になるわけですね。そこで書くということも考えられますけれども、一応原案の考え方としては、それぞれの項目については目標は達成しているわけです。計画があり、計画を達成しているわけなので、それは簡単に書くにとどめ、最後のところで業務運営の改善に関する事項というところでお書きにしているわけです。沼尾委員の御指摘の趣旨はちゃんと反映されていると理解しますので、御確認いただければと思います。

ほかに何か御発言はございますか。

伊集院分科会長代理、どうぞ。

○伊集院分科会長代理　先ほどの地域・学歴勘案指数が微増した今年度についての御説明がセンターからございましたけれども、その折の御説明のところで、ラスパイレスが100になるのはなかなかあり得ないというような御説明を先ほどしてらっしゃいましたね。そういう御説明を受けた後で、ここの「3. 給与水準に関して」で、それをこちらの方の要望としてこの指数を100以下にするようさらなる取組を期待すると書いているわけですが、この辺りのところはどういうふうにかえたらいいのでしょうか。

○山本分科会長　というか、従来我々はこれをずっと書いてきたのですが、むしろ書かない方がよろしいかということですが、先ほどの理事からの御説明、必ずしも私は納得しないで聞いていたのです。従来言われていたのは、相模原と東京事務所がある。東京事務所だけで計算すれば、かえって安くなっている。相模原の方の基準と合わせるものだから、両方同一賃金なものだから100より上回るということでした。それに対して、それはなかなか通りませんよということで我々はずっと100でやってきたのです。ですから、もし先ほどの御発言もあり、ここはもうちょっと変えた方がいいということであれば修文の御提案をいただいて更に御審議いただきたいと思うのです。

○伊集院分科会長代理　基本的にはこういう文章を書きたいと思いますが、先ほどのセンターの方の発言ですと、これが矛盾していくといいますか、こちらの要望と向こうの心構えといいたいまいしょうか、対応があまりにも違うので私はこここのところが引っかかっただけなのです。でも、私どもたちとしてはこうありたいとは願っております。ですので、そこがどうしたものかということですので、相手の受け止め方に対して。

○山本分科会長　我々の評価はこうであるということですのでよろしいわけなのですね。

○伊集院分科会長代理　はい。そういうところでございます。

○山本分科会長　それが無理難題を言っているということであれば我々は考えなければいけないけれども、そうでもないのではないかとこともございますし、また、借上宿舎の問題もありますので、確かに非常に御苦勞されると思いますけれども、我々としては求めていかざるを得ないのではないかと思いますので、この記述にさせていただいているわけなのです。

○伊集院分科会長代理 その点について異議はございません。

○山本分科会長 ほかに1ページの記述につきまして御意見ございますか。黙読の時間を取ってじっくり点検いただければと思います。

なお、「5. 保有資産の有効活用に関して」の記載でございますが、これは項目別評価では該当なしという形の評価をいたしました。しかし、ここでは淡々と事実を記載してこういう状況なのだということを記載するというので評価に代えているというか、体裁の問題もありますので、その点を付言させていただきたいと思います。

○伊集院分科会長代理 いいと思います。

○山本分科会長 それでは、1ページにつきましては特に修文の御提案はないということで、続きまして2ページは少し分けまして、「(1) 消費生活情報の収集・分析・提供に関する事項」の1～5までまとめて少し黙読していただいて、御発言ありましたらお願いしたいと思います。

特に御指摘いただくことはございませんでしょうか。

どうぞ。

○沼尾委員 表現の問題なのですけれども、2番目の(1)で1行目の一番右側、「財産事案情報共有打合せ」を開催しているところというのは、「したところ」ではなくて「しているところ」でよろしいのでしょうか。

○山本分科会長 これは「したところ」の方がよろしいですね。そこは全体が過去形になっているのが主でありますので、特別な理由がない限りは開催したところと、「している」を「した」と改めたいと思います。どうもありがとうございます。

ほかにPIO-NETの刷新等の記述ですが、ただいまは23年度の総合評価表を審議いただいているわけですけれども、後の仮評価も含めて、PIO-NETの刷新のところの記述がいろいろばらばらなのです。ですから、最終的にたまたもし調整が必要であれば、もう一回戻って御検討いただくことになるかと思いますが、とりあえずはこのような形でここでは整理させていただいているということです。

ほかに御意見ございませんでしょうか。そういたしましたら、後でまた気づいたら戻って指摘いただくことも構いませんが、次の「(2) 国民への情報提供の強化に関する事項」について御確認をいただければと思います。

よろしいでしょうか。先ほどの沼尾委員の御指摘を踏まえますと、1の(2)は過去形がよろしいのでしょうか。実施した、開催した。最後のところは、なお、23年度10月以降ということなので、ここは現在も続いているというニュアンスを示すということであれば「共有している」とそこだけは「している」でいいのではないかと。継続形なので、後は過去の事実ということで過去形にしたいと思います。

(4)も最後の末尾が、調査・分析を行い公表に繋げたとした方がいいかと思います。「繋げた」の「繋ぐ」というのは趣味の問題ですが、先ほどこのページの上の項目の2の「早期警戒指標」の(1)は漢字で書いていますから、漢字がよいのであれば漢字です。

ほかに「(2) 国民への情報提供の強化に関する事項」について御発言ございますか。特にございませんようでしたら、ここは以上の細かい修文をした上で承認ということにさせていただきます。

次に3ページの「(3) 苦情相談の充実・強化に関する事項」につきまして御確認をお願いしたいと思います。

どうぞ。

○伊集院分科会長代理 苦情相談の2の消費生活センターの支援として、「話中」は話し中という意味ですか。

○山本分科会長 消費者庁では「わちゅう」と言っています。

○伊集院分科会長代理 「話中」というのは最初に見たときにとってもわかりづらいのです。お話し中の意味であるならば「話し」と入れて「話し中」のと。

○山本分科会長 「し」を入れるということですね。

○伊集院分科会長代理 はい。「し」を入れた方がわかりやすいと思います。

○山本分科会長 どうぞ。

○沼尾委員 今のところなのですけれども、「消費生活センターへの支援」と入れた方がいいと思います。

○山本分科会長 そうですね。では、そのように「へ」を入れる。

どうぞ。

○長岡委員 (5)の下から2つ目の5、法令照会への対応というところなのですけれども、法令に基づく照会は720件であったとあるのですけれども、その照会に対してどう対応したということを書かないと評価にならない。

○山本分科会長 おっしゃるとおりですね。ただいまは(3)について。

○長岡委員 ごめんなさい。

○山本分科会長 いいんですよ。もう先に進んでいますので、いかがでしょうか。(3)は先ほどの修文を反映させて承認ということで、(4)と(5)でほかに御確認をお願いします。

ただいま(5)の法令照会は、例年こんな書き方をしていましたか。法令に基づく照会に適切に対応したという方がいいと思うのですけれどもね。去年のは別に調べなくてもいいのですけれども、多分そういう記載には例年はなっていないと思います。照会に対し適切に対応した。もしかしたら、過去にそういうような記述をした例があったのかもしれませんが。しかし、今、長岡委員からの御指摘のように改めた方がよろしいかと思えます。

ほかの項目についていかがでございましょうか。

どうぞ。

○沼尾委員 6番の情報公開なのですけれども、「保有個人情報に関する公開請求が1件寄せられ」というのは、どこの部分なのでしょう。先ほどの個別の評価表のところの資料を見ると、個人情報請求は23年度0となっているのです。

- 山本分科会長 その点、事務局の方で確認ができますか。
- 石田課長補佐 はい。今、確認させていただきます。
- 沼尾委員 すみません、先ほどの資料2で言うと12ページのところ。
- 石田課長補佐 すみません、私の間違いでございます。
- 沼尾委員 そうすると、公開請求が1,476件で、保有個人情報に関する公開請求は0件ということですね。
- 石田課長補佐 はい。
- 山本分科会長 そうしましたら、ここは基本は件数が幾ら寄せられたかということに主眼があるのではないので、保有個人情報に関する公開請求1件を削除した方がよろしいのではないですか。公開請求が1,476件寄せられ、その次の「、保有個人情報に関する公開請求が1件」というのは削除してしまった方がよろしいかと思えます。また別の年度で個人情報公開請求があった年はそこを記述するということにしたらよろしいかと思えます。どうも御指摘ありがとうございます。これは不正確な記述が紛れ込んでいましてチェックミスであります。
- ほかはよろしいですか。(4)と(5)のところでございます。
- それでは、特に御意見がなければ、幾つかの修文提案がございましたが、それを反映させて(4)(5)につきましては承認ということにさせていただきます。
- 続きまして4ページに参りまして、これは(6)～(9)まで御確認をお願いして、その後の項目はまた分けて取り扱いたいと思えます。よろしくお願ひします。
- 特に御意見ございませんか。(6)の2の最初の文章の末尾、これば「実施した」とした方がよろしいかと思えます。ほかの項目とも平仄をあわせるという意味で、そのように改めた方がよろしいかと思えます。
- ほかに御意見等ございませんでしょうか。ございませんようでしたら、(6)～(9)までにつきましては、先ほどの細かな修文を前提として御承認いただいたものとさせていただきます。
- 続きまして、同じ4ページの3～5まで御確認をいただき、何かお気づきの点がありましたら御発言いただきたいと思います。項目3～項目5につきまして特にお気づきの点はございませんでしょうか。
- 沼尾委員、どうぞ。
- 沼尾委員 これでいいのかもしれないのですけれども、3番の(3)のところ、「放射能物質検査機器」というのは放射性物質ではなくて放射能物質で大丈夫なのですか。
- 山本分科会長 ここは通常どういうふうに使われていますか。
- 石田課長補佐 ちょっとお待ちください。
- 山本分科会長 放射性ですね。
- 石田課長補佐 すみませんでした。
- 山本分科会長 私、全然気がつきませんでした。どうもありがとうございます。やはり

複数の目で点検いただくことが非常に大事だということがよくわかりました。「放射性物質」ということに改めさせていただきます。

ほかはよろしいですか。

どうぞ。

○長岡委員 細かいところなのですけれども、今の（3）の次の3行目のところで、予算額の「1291」のところはカンマが抜けています。

○山本分科会長 そうですね。どうもありがとうございます。

○石田課長補佐 済みませんでした。

○山本分科会長 では、「1」の次にカンマを入れる。

ほかに御指摘いただくことはございますか。それでは、特にございませんようでしたら、3～5までは以上の修文の上、承認されたものとしたしまして、次に「II. その他の業務実績等に関する評価」のところを御確認いただければと思います。5ページでございます。

どうぞ。

○石田課長補佐 私の冒頭の説明で間違えていたものがありますので、一応念のため補足させていただきたい部分がありまして、先ほど人件費の話で確かに派遣職員とかというのが一般管理費とかに入っているのですけれども、ほかの部分につきましては法定の福利厚生費的なものにつきましては人件費の中でございますので1点だけ私の説明が間違えていましたので念のため補足させていただきたいと思います。

ただ、全体的な1ページの修文はなかったものですから、どうも先ほどはすみませんでした。

○山本分科会長 福利厚生費の位置づけについて、派遣職員とか非常勤の方の場合は一般管理費の方と。一般の職員の方の福利厚生費は人件費が正しいということですか。

○石田課長補佐 すみません、もう一度ちゃんと確認させていただきますけれども、まず派遣職員とかの給与自体とかが一般管理費とかに入っております。下の人件費というところには福利厚生費とかが入っているところでございます。現実には前回のラスパイレスとかの関係の最広義人件費のときにも説明をさせていただいたところではございますけれども、非常に非常勤職員とかが増えたということが最広義人件費を引き上げる要因にもなっていたということでございます。念のため補足させていただきたい点でございます。

○山本分科会長 冒頭の検討結果は直接左右するものではないということですが、今、補足の御説明をいただいたところでありまして。業務運営の改善に関する事項につきましては、冒頭で沼尾委員の方からも御発言があったようなことを、ここで「もっとも」という形で、今後の取組ということで記載しているということでありまして。

ここで先ほど私の方から発言しましたその他の記載のところ、23年度の総合評価表で2ページのPIO-NETの刷新等に関する記述、書きぶりと、その他の業務実績に関する評価の「4. その他」のところのPIO-NET刷新に関する書きぶり、ここがこういう書きぶりによろしいかどうかという問題があります。いろいろ検討の経緯がありまして、原案をつく

るまで修文が幾つか何段階かであるわけですが、その過程である程度記述が統一されのが、一部だけが修文されているというものがあるものですから、こういうことでいいのかどうかというのが若干は気になっておるのです。

特に、また次の仮評価表の話になりますと、業務についての改善意見として書く内容と、全体的にどういうふうに整合的に書いたらいいのかということがまだ問題として残っているかと思えます。

5 ページのところでは業務体系の転換まで行っていないというところを非常に強調して、システムの改修のみ行ったのだという書きぶりになっているけれども、我々の評価はそうではなくて、一応システム改修はできたということでA評価でこれまでずっと来ているのです。ここも23年度の総合評価のまとめというところで、やはりシステム改修は改善要望にも重点的なものから可能な限り対応しちゃんとやっただ、ただ、なお、業務体系の転換までには行っていないという問題は残っているという書きぶりがまだいいのかないという感じがあるのですけれども、そこはいかがですか。ニュアンス的に業務体系の転換ができていない、システム改修だけしかやっていないではないかというのは我々の最初の評価と違ってくる可能性がある。そして、仮評価で次期以降の業務改善への意見という形であれば先ほどの検討会の報告書も出ていることですので、ほかの課題も含めて業務改善につなげてほしいということも強調して書けるかと思えます。

23年度の総合評価でありますので、その辺りの書きぶりとしてはもうちょっとここは工夫が要るのかなと考えられるのですが、いかがでしょうか。

抽象的に申し上げてもわかりにくいので、2 ページの書きぶりに合わせて、PIO-NET2010 はシステム改善を段階的に実施したと。23年度評価としてはそういうまとめになるかと思うのです。ただし、業務体系への転換までには至っておらず、行っておらずというのは国センの評価としては先ほどもあったように自治体の方の方針との関係で協力が得られないと転換は実施できないものなので、国センの評価として業務体系の転換まで行っておらずというのはやや酷な受け止め方をされても問題ですので、業務体系の転換までは至っておらず、場合によっては自治体の方針との関係もあり業務体系の転換までは行っておらず、次期刷新では業務改善も含めて課題の克服に努めることを期待するとか、もうちょっといい表現があるかと思うのですが、そういう書きぶりにした方がよろしいかと私は思うのですが、いかがでしょうか。これはまた仮評価の方でも同じようなことが出てまいりますので。

どうぞ。

○石田課長補佐 趣旨的にはおっしゃるとおりだと思います。1点、念のため補足なのでございますけれども、実はPIO-NET自体の登録というのは確かに自治体の登録がございませう。ただ、国民生活センター自身も相談は受けているわけでございます。であれば、国民生活センターだけでも自治体とは別なわけですから、本来であれば早期な登録が自分たちだけでもやっているということであればある種そういうこともあるのかなと思う部分なの

ですが、国民生活センター自身も登録までに日数がかかっている事実があるというのは一応念のため補足させていただきます。

○山本分科会長 だから、その辺りまで問題にするとすると、そもそも項目別評価の評価がいいかということにもなってくるわけですね。我々は中期計画とか各年度の計画についても一応春の分科会あるいは評価委員会でそれぞれ検討するわけですが、その計画というのは我々も見て行っているわけなので、今回その部分を項目別評価の評価要素に入れるかという問題はありますかと思います。国セン内部の直接相談であるとか、あるいは経由相談は自治体の関係ですね。いわゆる昔の直接相談とか土日は国センの相談ということですか。

○石田課長補佐 はい。

○山本分科会長 その辺のPIO-NETへの反映もまだ業務体系転換が行っていないということですか。

○石田課長補佐 ただ、それは念のための補足ということになりますので。

○山本分科会長 ですから、その書きぶりは今いろいろ申し上げましたけれども、仮評価のところの書きぶりとも関係しますので、とりあえずそういう方向でここは記述をもう少し工夫するというのとさせていただきますして、ほかの「II. その他の業務実績等に関する評価」につきまして御指摘いただく点、あるいは今のPIO-NETのことにつきましても、こういう整理がいいのではないかというような御意見がありましたらお出しいただきたいと思います。

長岡委員、どうぞ。

○長岡委員 「1. 業務運営の改善に関する事項」のところなのですが、用語の使い方で1行目で、「もっとも、非常勤職員の雇用を増やした結果、非常勤役職員等給与が大幅に増加し」とあるのですが、非常勤職員の雇用を増やしたら非常勤職員の給与が増えるというのはわかるのですが、ここに「役職員等」と入っているのは何か意味があるのかなということと、最広義人件費の総額が増加ということで、最広義人件費というのは一般的な言葉でどこまで含まれるのかというのがよくわからない。

2行目で「正規職員」というのがあって、正規職員に対してであれば非正規職員になるし、常勤職員であれば非常勤職員という言葉が対応すると思うので、その言葉の使い方がちょっとわからない点なのです。

○山本分科会長 この点は、いかがですが。事務局の方でもこういった文言を消費者庁の方の文章でも使っておられると思うのですが、どういう整理をされていますでしょうか。

○石田課長補佐 すみません。まず、最広義人件費でございますけれども、最広義人件費というのは給与報酬等支給総額と退職手当支給額と非常勤役職員等給与、あと福利厚生費を合わせたもので、それを全部足し上げて最広義人件費と言っております。

今、お話がございました非常勤役職員等給与という形で「等」というのが何かと申しますと、派遣職員などが入っているという意味でそういう形の表現を使わせていただい

る次第でございます。

○山本分科会長 そうすると、文言の平仄をあわせるためには非常勤職員等とそちらも「等」を入れる必要がありますか。派遣も入れるということであれば。それとも、そうではなくて、むしろ「等」を取った方がよいということでしょうか。これは何か表のいろんな統計数値の中で非常勤役職員等給与という項目があるのでしょうかね。

○石田課長補佐 はい。

○山本分科会長 だから、一部のところの雇用が増えたので、そちらの方の統計数値が増えているという趣旨でそのまま使っていると思うのです。ただ、確かにもうちょっとカテゴリー、対象をきちんとするとすれば、因果関係をもっと厳密にするとすれば、カテゴリーが少し広いのと非常に狭く具体的になっているつながりがちょっとあいまいなのではないかという御指摘だと思うのですが、どういう記述をしたらここは一番よろしいですか。

○石田課長補佐 確かにカテゴリーの整理とかがあったものですからその用語を使っていた部分もありまして、これは大臣の検証結果の文言をそのまま使わせていただいたものですから少しカテゴリーに引っ張られすぎている部分がありますので、ここでの表現は若干変えていただいても全然問題ないと思います。

○山本分科会長 問題があるのは非常勤職員の雇用の増大というところが問題にすることであれば、役職員の中で「役」を取ってしまう、「等」も取ってしまうというのが一番わかりやすいわけですね。要するに、非常勤職員が増えているということの問題視しているのであれば。これに対して下の方の「正規職員による」というのは「常勤職員」とするというところで問題ないでしょうか。その次の非常勤職員と常勤職員という形で全体がばらばらな言葉が使われているという問題はなくなる。しかし、もしかしたら大臣の文言の中の「正規」というのは特別の意味があるのであればそこは変えてはいけないということなのですが。

○石田課長補佐 今、非常勤職員だけではなくて派遣職員も増えていますので、あとは「常勤職員」という用語にさせていただいても大丈夫でございますので、初めの方も非常勤職員が増えてという形で修文していただいても大丈夫だと思います。

○山本分科会長 最広義人件費というところは派遣も含めての話なのですね。

○石田課長補佐 そうでございます。

○山本分科会長 では、最初の方は「非常勤職員等」、そちらを「等」とする。そして、「非常勤役職員」の「役」は取る。2行目の「正規職員」は「非常勤職員」と改める。そうすると、長岡委員がおっしゃったような文言の不統一、概念の不統一という問題は解消されるかと思えます。

ほかに御指摘いただく点はございますか。特にございませんようでしたら、先ほどのその他の記述については修文の一字一句までは固められませんが、後の仮評価表のところの記述ぶりも含めて、最終的にどういうふうにとめるかという課題は残しつつ、とりあえず「II. その他の業務実績等に関する評価」につきましては、「1. 業務運営の改

善に関する事項」の若干の文言を改めるということを前提として、その他は原案どおり承認ということとさせていただきます。

4の文言は先ほどのような方向でなお調整するということでもあります。

どうぞ。

○伊集院分科会長代理 すみません。最広義人件費というのはやはりちょっと引かかるのです。これはわかりやすくするために今の御説明のつまりの部分を含弧の中に入れるとか、あるいは頭に付けるとかということとはできないですか。専門用語。

○山本分科会長 含弧の中で最広義人件費の説明を付けると。

○石田課長補佐 わかりました。

○山本分科会長 それはそのようにさせていただきます。その文言は、今回は先ほど言ったように時間の関係もありますので、後日の調整に回させていただきます。

「III. 法人の長等の業務運営状況」につきまして御確認いただいて、意見がありましたらお出しいただきたいと思います。

どうぞ。

○沼尾委員 最後の行で、対応策の現状について監事に対して報告を行っているところなのですが、ちょっと表現がわかりにくいので、その後の対応状況とかされた方がいいかなと思います。

○山本分科会長 そうですね。対応策の現状はその後の対応状況に改めると。御指摘のとおりかと思います。どうもありがとうございました。

どうぞ。

○長岡委員 今の文章なのですけれども、2行目のところの終わりで、「前年度の監事監査での指摘事項については、翌年度の監事監査実施前にフォローアップを実施し」とあるのですけれども、本来、監査で指摘されたら即フォローアップを実施すべきで、わざわざ翌年度の監事監査実施前にというのは必要ないかと思うのです。

○山本分科会長 そうですね。そこは削りたいと思います。かなり細かいことを書き過ぎている部分もありますので、「指摘事項についてはフォローアップを実施し」ということにさせていただきます。

どうぞ。

○伊集院分科会長代理 すみません、細かいことなのですが、4の(2)、「理事長のトップマネジメントの下」、これは「もと」の方がいいかなと。

○山本分科会長 これは平仮名にするということで、もしほかに「下」となっている箇所がありましたら、それらもあわせて「もと」に改めるということで調整したいと思います。

それでは、ここはもうほかによろしいでしょうか。よろしいようでしたら、IIIにつきましては以上の修文を含め、その他は原案どおり承認とさせていただきます。

続いて「IV. 評価委員会等（政独委、整理合理化計画含む）からの指摘事項に対する対応状況」につきまして、これは6ページ全体ということになりますが、御確認をお願いし

たいと思います。

特によろしいでしょうか。先ほど御指摘のあった内部統制のところの（２）の「下」を平仮名に改めるということでありますとか、（３）のその後の対応策をその後の対応状況とするとか、「前年度の監事監査では指摘事項についてはフォローアップを実施し」と改めるということは５ページのところと表現を合わせたいと思います。

どうぞ。

○沼尾委員 すみません、１点よろしいでしょうか。

３番の（３）なのですけれども、「震災の被害を受け、消費者生活相談を」と入っているのですけれども、これは「消費者生活相談」でよろしいのですか。

○山本分科会長 消費生活相談ですね。「者」がちょっと。

○石田課長補佐 すみません。

○山本分科会長 どうもありがとうございます。

どうぞ。

○長岡委員 すみません、細かいところなのですけれども、２の（２）で「企画競争により社団法人全国消費生活」とあるのですけれども、ほかのところでは財団法人は「（財）」となっていたところがあるので、「（社）」かどちらかに統一した方がいいと思います。

○山本分科会長 なるほど。ここの項目はほかの項目の記載と重複している部分も若干ございますけれども、評価委員会からの指摘事項に対する対応状況は重複をいとわずまとめてここにも記載しているということであります。

ここに要望事項みたいなものを書くということはふさわしくないのですか。なお書きのような形で。

○石田課長補佐 大丈夫だと思います。

○山本分科会長 そうしたら、２の（３）のところは１ページの給与水準のところの記載と合わせた方がいいようにも思うのです。つまり、微増したのは事実なのだけれども、取組みは期待するというなお書きを１ページに合わせるような形で記載した方がよろしいかと思います。我々としては項目別評価では一応Ａとしておりますので、それは項目別評価を見ていただくということですが、100に近づけてほしいという期待はもっているということもここにきちんとうたっていただきたいと思います。

○石田課長補佐 念のためですが、確かに昨年までの表現ですと対応状況なものですから淡々とやっている事実ということなのですが、今年の場合というのは５番にも書いてあるように、アプローチとか期待するところまで求められたこともありますので、今の分科会長の御指導とお入り、期待とか要望とかも書いても全然大丈夫だと思います。

○山本分科会長 では、そのようにお願いいたします。

ほかにございますか。今、石田課長補佐の方からございましたように、５などはまさに24年度以降の取組ということですが、もう要望を掲げている。これは政独委などからの指摘がございますので、我々の方は期待もここに書いてあるということであります。

ほかによろしいでしょうか。

どうぞ。

○伊集院分科会長代理 内部統制についての(1)(2)(3)なのですが、(1)に対しては周知徹底を図っている。(2)はリスク対応に努めている。語尾の最後の文章。

(3)は報告を行っている、みんな現在も繋がっているというような書きぶりなのですが、取り組んだ結果としてこうであったと過去形で断定する方がいいのかなど。両方とも取れるとは思いますが、その辺のところはどうでしょうか。

○山本分科会長 それは過去形にした方がよろしいのであれば、そういうふうにしたいと思います。そうしますと、前の5ページのところも全部それに合わせるということで過去形にすると。なお(3)の第1文、これは回答するものとしているということで、現在まで繋がっているということなのでここは「している」とする。その他の末尾は全部過去形に合わせるということとさせていただきます。

どうもありがとうございました。ほかはよろしいでしょうか。そういたしましたら、いろいろ修文の御指摘をいただきましたので、そういったものはすべて反映させた上で、その他は原案の表現を生かすということで承認されたものとさせていただきます。

最後のページでございます。「総合評価」ですが、ここは時間はあまりありませんが、一番大事なところなので、事務局から読み上げていただいて御確認をお願いしたいと思います。

○石田課長補佐 それでは、読ませていただきます。

消費者庁の設立に伴い、国民生活センターは、国民生活の安定及び向上に寄与するため、国、地方公共団体及び関係機関等と緊密に連携しつつ、国民生活に関する情報ネットワークの中核的機関として、その業務について質の向上を図りつつ、効率的かつ効果的に実施していくことが求められる。平成23年度は効率化・合理化を進めながら、その要請にこたえるべく計画に即して業務を遂行したものと認められる。

業務運営の効率化については、一般管理費(人件費を除く)、業務経費、人件費の削減に努めている。なお、正規職員による更なる業務の効率化を図りつつ、非常勤職員は真に必要な業務に限定し、最広義人件費の抑制に努めることを期待する。

消費生活情報の収集・分析・提供については、早期警戒指標の整備が行われ、一定の成果が上がったことは評価できる。

国民への情報提供については、報道機関等を通じた情報提供に積極的に取り組み、記者説明会については目標件数を上回る実績を達成した。事業者名を含めた情報提供に適切に取り組み、消費者保護、被害の拡大防止に寄与した。

苦情相談の充実・強化については、職員及び消費生活相談員で構成する4分野の専門チームを設置し、弁護士等の専門家へのヒアリングや相談事例の研究会を行ったほか、経由相談の移送・共同処理等や直接的な相談においてはあっせんの充実に取り組むとともに、消費生活センターの支援として、話中の相談窓口をバックアップする「平日バックアップ

相談」や「土日祝日相談」を適切に実施したと認められる。

裁判外紛争解決手続の実施については、重要消費者紛争の適正・迅速な解決のために適切に実施したと認められる。

○山本分科会長 どうもありがとうございます。

それでは、この部分について御意見がありましたらよろしく申し上げます。

先ほど途中の項目のところでもありましたが、2段落目の「正規職員」という言葉は「常勤職員」と改める。「話中」については途中に「話し中」という形で「し」を入れるということは表現として統一化を図りたいと思います。

ほかにここの総合評価につきまして御意見がありましたらお出しいただきたいと思ます。

どうぞ。

○沼尾委員 すみません、先ほどの話に戻ってしまって恐縮なのですが、今の正規職員を常勤にというところで、これは常勤、非常勤という区分で整理するのが妥当なのかなというのを改めて気になったので戻ってしまっただけなのですが、正規職員と非正規職員がいて、非正規の中にも常勤と非常勤がいるのかなと思うのですが、そのところが給与、報酬で含まれているのは常勤職員で非正規の人も入っているのかどうか確認を改めてさせていただきたいのです。常勤職員といった場合に、常勤の正規、非正規職員の両方を含むものになってしまう可能性があるのですが、それは大丈夫なのかというところ。

○山本分科会長 その点はいかがですか。そもそも最広義人件費の抑制に努めるということが問題意識なわけで、その点に認識の相違はないのだけれども、さらに非常勤が増えすぎてはよくないということであれば、問題の箇所は常勤職員という表現になると思うのです。しかし、そうではなく、非正規の中の非常勤の職員の人の部分は問題ないということであればここは正規職員という表現がいいのではないかとということで御意見があったのかと思うのです。正規、非正規、常勤、非常勤という言葉の定義、それも含めて表現はこれでよろしいのかということですが、事務局の方で何かございますか。

○石田課長補佐 非常勤職員の方と派遣職員の数が非常に増えているということに危惧感を持っているところではあります。ということもありまして先ほどの整理はそういう形にさせていただいたところなのでございます。

○山本分科会長 もともと原案の趣旨は、正規と書いてあるけれども、常勤という意味なのですね。正規とか非正規の定義にもよるのですが、私も混乱しているかもしれない。非正規の中には非常勤といわゆる派遣も含まれるという理解だということであれば、正規は常勤という意味で使っているということであれば、原案は正規と非常勤が対になって書かれているような文章なので、正規職員を常勤職員とした方がわかりやすいのではないかとということで、先ほど整理してお示ししたのですが、それに対してそれでいいのかという御指摘だったと思うのです。

○石田課長補佐 一応これは持ち帰らせていただきますけれども、要は正規職員と常勤職

員の違いというのが、まず正規職員というのは普通の職員なのですが、常勤職員というのは正規職員にプラスして任期付き職員が含まれているのではないかと思います。という区別もあり、正規職員という言い方を用いているのではないかと思います。一度整理をさせていただいて、また分科会長に御相談させていただきたいと思います。

○山本分科会長 任期付きというのは常勤の中に入るわけですね。常勤の中にも任期付きでない人と任期付きの人がいると。それはいいのですね。だけれども、本当に非常勤の方もおられると。

○石田課長補佐 非常勤職員というのは非常勤なのです。

○山本分科会長 別に派遣でもないわけですね。

○石田課長補佐 派遣ではない。

○山本分科会長 だから、いろんなカテゴリーがあるなかで、正確に何を言いたいのかということがわかりにくい部分がありますので、そこは整理していただく。ここでは最広義人件費が肥大化しているのが問題ではないかということが問題意識でありますので、その趣旨に合うような形で文言については整理しまして、また委員の皆様にも整理後の文章を御確認あるいは御意見いただく機会があるかと思っていますので、そういう形で最終的な調整を図りたいと思います。

ほかに7ページにつきまして御意見、御指摘はございますか。

どうぞ。

○大河内委員 最初の2行なのですけれども、中身がどうというのではなくて、文章がもう少し整理されるといいのではないかと思います。「消費者庁の設立に伴い」が入っているのですけれども、そうでなくてももともと国民生活センターはこういう業務を期待されてやっていたということと、連携しつつ質の向上を図りつつと繋がっていくとわかりにくい感じなので、文章の順番を少し変えるとかしたらどうでしょうかと思いました。

○山本分科会長 何か具体的な修文の御提案はありますか。とりあえず方向性ということ。

○大河内委員 考えたのですけれども、思いつかないのでちょっと。

○山本分科会長 これはいろんなこれまでの経緯もあって消費者庁がまだ設立前の段階の表現に、途中で消費者庁が設立されているいろんな文言を付け加えてきているということがありますので、わかりにくい部分が出てきているという御指摘かと思っています。今の御指摘を生かせるような改善が加えられないかどうか、少しこの点も検討させていただきたいと思います。

どうぞ。

○沼尾委員 今の点なのですけれども、前段で国民生活センターの機能とか役割が述べられているので、国民生活の安定及び向上に寄与するために云々で、例えば情報ネットワークの中核機関としての役割を果たしてきたがとか、機能を果たしてきたがとか、役割が期待されてきたが、今後もその業務について質の向上を図り、効率的かつ効果的に実施して

その業務を遂行していくことが求められると、一旦、中核的機関としての後に何か表現を加えたらいいのではないかと思います。

○山本分科会長 「消費者庁の設立に伴い」というのはどこに入りますか。先ほどの大河内委員の御指摘もありますので。確かに昔から中核的機関という言葉は消費者庁ができる前からかなり多用されている言葉なのです。改めて消費者庁が設立されたときに、その段階での整理として、もう一回国民生活センターがこういう形で位置づけられたという趣旨でこの文章は記載されていると思うのです。だから、そのように書けばいいかもしれないですね。「改めて位置づけられたところ、その業務について質の向上を図りつつ云々」とすればいいかもしれないですね。そういう形で一番直しが少ない案ですけれども、前からもそうだったけれども、改めて位置づけられたとすれば、先ほどの点はクリアーできるかもしれない。

○大河内委員 1回切れればいいですね。「。」を1個入れて、2つの文章にしたらずっとわかりやすくなる。

○山本分科会長 では、先ほどの大河内委員、沼尾委員の御指摘はテイクノートとさせていただきます、それを生かすような形の修文を更に工夫したいと思います。

ほかに総合評価の記載につきましては御意見よろしいでしょうか。そういたしましたら、ここにつきましては積み残しの課題は残っておりますけれども、基本的な方向性としては意見がまとまったということでもありますので、あと文言の細かな点の調整が残りましたけれども、それは案を早急に練りまして皆さんの御確認をいただくようにしたいと思います。

それでは、かなりたくさん項目がありましたけれども、いろんな御意見、改善の御提案をいただいてありがとうございました。そうした御意見を踏まえて審議しました改善提案を含め、全体として総合評価表の案につきましては御承認いただいたものとして取り扱わせていただきます。

続きまして、中期目標期間に係る仮評価に移りたいと思いますが、法人の方にずっと控えておいていただいているのですが、何かお聞きになりたいようなことが今の段階で委員の皆様から予想されますか。多分大丈夫だということであれば私たちも大体聞きたいことは聞きましたので、この辺りでもうお帰りいただいてもいいかと思うのです。ずっと拘束している必要もないかと思うのです。よろしいですか。では、法人の方にそういうふうにお伝え願えますか。

では、仮評価の方の審議に移りたいと思います。これにつきましても資料4を用意させていただきます。時間の関係もありますので、基本的には委員の皆様は黙読いただいて、お気づきの点について御指摘いただきたいと思います。まず、1ページにつきましていかがでしょうか。

ここの部分は相当程度23年度の総合評価表の表現を踏襲しておりますけれども、一部23年度だけの事項、記述、数字は当然落としております。基本的には平成20年度から23年度までの業務実績に関する仮評価の表ということでございます。1ページの項目は相当総合

的な項目ですので、23年度の総合評価表と表現がかなり一致しているという関係にございます。

5の(1)の末尾の表現がここだけ「検討している」となっているのは「検討することとしている」というのがよろしいかと思うのです。ここだけ「検討している」という表現にしておく特別の意味がないように思うのです。ただ、こちらの消費者行政体制検討会の審議も急ピッチで進められておまして、こちらの方の案がまとめられればこちらで検討しているという記述に暫時移行していくとは思うのですが、現時点においてはまだ案自体がまとまってないという状況ですので「検討することとしている」というのが正確かと思えます。

1ページはよろしゅうございますか。先ほどの総合評価表も同じような表現で特に御意見ございませんでしたので、次の2ページ全体についてやはり御確認をいただきたいと思えます。

ここも1の(1)、20年度から23年度までの中期目標期間の業務実績に関する仮評価なのですが、この表現と先ほど何度か出てきました23年度の総合評価の5ページの記述。23年度では業務体系の転換まで行っておらずということが相当強調された記述になっている。こちらはシステムのことと段階的に実施してきたが動作速度が遅いなど改善できていない項目も残っているという記述にとどめているわけでありませぬ。

それぞれの表の位置づけに即して、これまでの取組の評価というものと今後の課題に対する改善の要望、改善への期待をどういうふうに書き分けるかというのは全体としてバランスがあると思えますので、先ほど総合評価表の5ページの記述を改めるということで方向性について御承認いただきましたけれども、今の仮評価表の2ページの記述等も含めて、修文の内容については検討させていただきたいと思えます。

これも表現の問題だけなのですが、2ポツの(2)の④は「メールマガジンとして」がよろしいと思えます。「の発行として」「発行した」というのは日本語としておかしいので、「メールマガジンとして」された方がよいかと思えます。

どうぞ。

○沼尾委員 すみません。今のところなのですけれども、一番右側は切れてしまっているのでしょうか。「子どもサポート情報」を。

○山本分科会長 そうですね。これは毎年という「年」が抜けている。

○沼尾委員 「年」がないのですね。11回以上。

○山本分科会長 そこは見落としておりました。「年」を入れるということで改めたいと思えます。

ほかはよろしいでしょうか。特にございませんようでしたら、今の2点の修文はした上で、その他は原案どおり承認と。

次の3～4ページの研修の充実の前のところまで御確認をお願いしたいと思います。これも直し忘れですが、(1)の①の2行目、直接的な相談は直っていないですね。

よろしいでしょうか。先ほど御指摘のあった点ですが、3の(1)の②の「話中」は「話し中」ということで「し」を入れるという形で改めたいと思います。

どうぞ。

○沼尾委員 すみません。あと1点だけ。5の(3)で国の行政機関に関してのところ、関係行政機関から寄せられた情報提供依頼へ対応したとあるのですけれども、これは依頼するのも関係行政機関でしょうか。

○山本分科会長 当然そうでしょうね。

○沼尾委員 寄せられた情報を関係行政機関に提供するというのでいいのですか。

○山本分科会長 「寄せられた」がどこにかかるかですね。依頼にかかるという趣旨だと思います。だから、日本語としてはわかるのだけれども、もしかしたら情報にかかるのかなと思われる方がいるかもしれないですね。それでいいのでしょうか。

○石田課長補佐 そうです。

○山本分科会長 だから、関係情報行政機関からの情報提供依頼に対応したとすれば、今言ったような疑問が生じないということです。では「寄せられた」を「の」に改めましょう。ほかはよろしいでしょうか。

そうしましたら、5ポツまでは一応御確認いただいたということで、次に「6. 研修の充実」と「7. 商品テストの強化」のところ、これは5ページがあまり量がありませんので、4ページの残りとも5ページについてまとめて御確認をお願いいたします。

5ページの8の本文のところ、そこだけフォントが合っていないですね。これはコピーでやってそのまま残ってしまっているのだと思いますが、字の大きさを合わせてください。

5ページの今のところの表現なのですが、これは先ほどの1ページのところの保有財産の有効活用に関するところの表現と合わせる方がよろしいのではないかと思います。議論が行われているという現状を淡々と記述するというようになっておるのですが、やはり議論が行われており、そこでの検討結果を踏まえて、あるいはそこでの結論を踏まえて検討することとしているとした方がよろしいかと思います。

ほかにただいまの4ページ、5ページの項目につきまして、御発言はございますか。特にございませんようでしたら、ただいまのページのところの文言付加を前提として、4ページ、5ページにつきましては承認されたものと扱わせていただきます。

次に、6ページにつきましてまとめて御確認をお願いします。

どうぞ。

○沼尾委員 これは先ほどともかかるのですけれども、IIの「1. 業務運営の改善に関する事項」のところ、非常勤職員の雇用を増やしたとあるのですけれども、先ほどの派遣職員というのを入れるのであれば非常勤職員等と「等」を入れた方がいいのではないかと、いうところで、次の行にももう1個非常勤職員というのがあるのでそれが気になったのと、一番下の「4. その他」で、「各毎年度」とあるので、これはどちらかでいいのではないかと。

○山本分科会長 今回の御指摘のIIの1は先ほどの総合評価表の5ページの「II. その他の業務実績等に関する評価」の1と全く同じ文言が原案でありますので、先ほどの修正、なお文言の整理の課題が残っておりました。それと同じ問題なので、そこと合わせたいと思います。

今の2番目の御指摘は。

○沼尾委員 最後のその他のところなのです。

○山本分科会長 では、「各年度」といたしましょうか。ほかはよろしいでしょうか。そうしましたら、6ページはそういうような形で御指摘いただいた修文を反映させて改めるということで御承認いただいたものといたします。

次に、7ページの「III. 法人の長等の業務運営状況」につきまして、御確認をお願いいたします。ここも先ほどの23年度の総合評価表の記述をほぼ踏襲しているところでありますので、御指摘いただいたトップマネジメントの「下」については平仮名にするということでありますとか、4の(3)の記述についても総合評価表と同様の修文をしたいと思えます。

そうしますと、ここは先ほど確認しているとおりでありますので、そのように改めた上で承認されたものとしまして、次の「IV. 評価委員会等（政独委、整理合理化計画含む）からの指摘事項に対する対応状況」は8ページ、9ページにわたっておりますが、両ページにつきまして御確認をお願いいたします。

このところは先ほどの総合評価表と相当重複しています。これは重複をいとわず、評価委員会等からの指摘事項ということで全部ここにまとめて記述するという方針で作成しておりますので、仮評価表のほかの項目の記述、先ほどの総合評価表の記述などとオーバーラップしています。そこで、先ほどの修文は、同じようにこちらについても当てはめるといことになるかと思えます。

したがって、震災関係への対応についての(3)の「消費者生活相談」というのは「消費者生活相談」にするとか、そういった字句の修正は同じようにさせていただきますし、基本方針への対応等に関する(6)の末尾については、要望も含めて記述する。あるいは内部統制のところの末尾の表現、これは過去形という形で統一を図る。そういったことはすべて同様に扱います。

どうぞ。

○沼尾委員 9ページの下から2行目のところで、「報告書作成後は」というのが出てくるのですが、何の報告書かがわからないので。

○山本分科会長 そうですね。これは削除するということではまずいですか。

○石田課長補佐 すみません、削除させていただきます。

○山本分科会長 では、(2)は削除して(3)を(2)にさせていただきます。

○石田課長補佐 先ほどの23年度のときには公益法人等に対する会費の支出とか職員宿舎について見直すことを期待するというのも入れさせていただいておりましたので、こちら

の方も6という形でこの項目を追加させていただければと思うのです。

○山本分科会長 では、そのようにします。特にこちらで書き分ける特別な事情があれば別ですけれども、要望も含めて書くということで23年度でそうしているわけですからね。こちらの仮評価の方はもっと本来書かなければいけないところですね。

ほかはよろしいでしょうか。かなりたくさんございますけれども、一応同じような文言を前のところで点検していますので、今言ったような修文を加えて承認するということでよろしゅうございますか。では、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、総合評価につきましてはもう時間が過ぎているのですけれども、ここが一番大事なところなので事務局の方から読み上げいただいて、御確認をお願いしたいと思います。

○石田課長補佐

組織の見直しについては、平成22年12月以降、検討の場を変えて議論が行われており、現在、消費者行政体制検討会において、国民生活センターの機能を担う国における組織の具体的な在り方について検討中であるので、引き続き議論を見守っていきたい。

消費者庁の設立に伴い、国民生活センターは国民生活の安定及び向上に寄与するため、国、地方公共団体及び関係機関等と緊密に連携しつつ、国民生活に関する情報ネットワークの中核的機関として、その業務について質の向上を図りつつ、効率的かつ効果的に実施していくことが求められているが、目標期間中、効率化・合理化を進めながら、その要請にこたえるべく計画に即して業務を遂行したものと認められる。

業務運営の効率化については、一般管理費（人件費を除く）、業務経費、人件費の削減に努めているものの、正規職員による更なる業務の効率化を図りつつ、非常勤職員は真に必要な業務に限定し、最広義人件費の抑制に努めることが求められている。

PIO-NET刷新等については、計画を適切に実施したと認められる。

消費生活情報に関する収集・分析・提供については、早期警戒指標の作成や、事故情報データベースの整備が行われ、分かりやすく迅速な情報を提供するための取組が進められてきたことは評価できる。

苦情相談の充実・強化については、基本方針に基づく直接相談は廃止したものの、職員及び消費生活相談員で構成する4分野の専門チーム設置し、弁護士等の専門家へのヒアリングや相談事例の研究会を行ったほか、経由相談の移送・共同処理等や直接的な相談においてはあっせんの充実に取り組むとともに、消費生活センターの支援として話中の相談窓口をバックアップする「平日バックアップ相談」や「土日祝日相談」を適切に実施していると認められる。地方のバックアップ体制を充実・強化するため、更なる取組を期待したい。

裁判外紛争解決手続の実施については、紛争解決委員会が、独立行政法人国民生活センター法の精神を踏まえ、中立・公正な立場から紛争解決に取り組むことができるよう、事務局として適切にサポートした。

○山本分科会長 どうもありがとうございます。このところはいかがでしょう。

3段目の業務運営の効率化につきましては、同様の表現が前のところに出てきていて、いろいろ御指摘をいただいたところです。更に文言の調整に努め、先ほどと同様の取り扱いにしたいと思います。

PIO-NET刷新につきましては、非常にあっさりとして計画を適切に実施したと認められると記述していますが、前のところで課題をいろいろ書くのであれば、このところにもきちんと盛り込まなければいけない。「ついには」は「ついて」という「て」が抜けていますけれども、表現がばらばらな感じがしますので、全体として調整したいと思います。この会議の中では文言まで確定できませんので、積み残しとして調整案を後日委員の皆様にお示ししたいと思います。

この冒頭で組織の見直しに触れる必要があるのでしょうか。20年度から23年度までの仮評価表の総合評価の業務実績全体の評価のところでは触れる必要があるのでしょうか。必要があるのであれば、こういう文言でよいかという議論をすることになりますけれども、同じ資料の11ページのところで組織形態について記載する事項がありますね。ですから、どうなのでしょう。業務実績としては落とされた方がいいのではないですか。

○石田課長補佐 わかりました。

○山本分科会長 そのほか何かお気づきの点はございますか。

苦情相談の充実・強化も流れがよくないのではないですか。直接相談は廃止したもののといったら、経由相談とかそちらに繋げないと話が繋がらないので、もし専門チームの設置とか相談事例の研究会も入れたいのであれば、前に出すとか後に出すとかで文章を分けて整理したらいいと思います。直接相談と繋がるのは経由相談、平日バックアップと土日祝日の話ですから、そこは一筆書きで1つの文章でしていいと思うけれども、よけいなものが途中に入ってきているのでわかりにくいと思います。

ほかに特に御意見はよろしいでしょうか。そうしましたら、幾つか文言の調整の作業はなお残りますけれども、全体の方向性としては一応御確認いただいたということで、その他特に御意見がなかった文章につきましては御承認いただいたものとして以降の作業を進めたいと思います。

続きまして、実は同じ資料の11ページに「独立行政法人国民生活センターの事務・事業及び組織形態についての意見」というペーパーがございます。これは私の理解では同じ仮評価表という紙に繋がっているわけなのですが、通則法上も、我々の作業は通則法に従っているような作業を行っているわけなのですが、これまで行ってきた仮評価のところは、中期目標期間終了時の評価あるいは改善と意見をまとめているところなのですが、こちらの今の11ページのところは、主務大臣が中期目標期間終了時に独立行政法人の業務・組織の在り方について検討を行うときに我々が意見を述べることができる。通則法の35条の規定に基づいて作業をお願いするところであります。

そこで位置づけが異なりますので、私の理解では、主務大臣の方の検討の作業などに見

合わせながら意見を言っていく必要がある。前回中期目標期間終了時の作業もそのような仕方で行ったところでもあります。

ただ、全体の独立行政法人制度の根本的な改変の動きでありますとか、その他いろいろ事務的な手続などとの時間的な前後関係という問題があるようでありまして、一応今日はどうしたらいいですか。まず、見直し案の方を説明していただいて、それでこちらの「事務・事業及び組織形態についての意見」の審議を行った方がいいですね。それでよろしいですか。

ということなので、実は見直し当初案という消費者庁の方の案には正式にはまだ総務省の方からの作成依頼がないというようなことで、手続的な問題はあるようではございますけれども、我々は何回も集まれるわけではないので、それを待ってもう一回また別に集まるということができないものですから、今日は正式議題という形ではない形で消費者庁の方から組織・業務全般の見直しの当初案について現状報告をお願いして、その上で仮評価表の11ページの我々の意見の記載についてお諮りしたいと思います。

それでは、見直し当初案の御説明をお願いいたします。

○石田課長補佐 今、分科会長からお話もございましたとおり、まだ正式に発注は来ていない段階でございますので、どのような形でどこまでを見直し当初案としてやるかということについては、今後正式な発注が来てからになるところではございますが、直近のフォーマットを基に、当方で少したたき台として作っていますので、簡単に御説明させていただきたいと思います。

席上配付資料のたたき台というものでございます。1ページ「I 中期目標の達成状況等の概況」を御説明させていただきます。

まず、業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置のところでございますが、一般管理費、業務経費、それぞれ達成している状況でございます。人件費につきましても、ラスパイレス指数は当初は17年度のときには110.2だったのが平成22年度には100.1になった。ただ、今日の御議論でもいただきましたとおり、23年度には100.4に増加しているということと、主務大臣からも最広義人件費を削減するという検証結果をいただいているということでございます。

保有財産の有効活用につきましても、基本方針を受けまして相模原事務所を研修施設としては廃止しているところでございます。

2ページ目「II 事務・事業の見直しに係る当初案の概要」の「1. 広報事業」でございますけれども、これにつきましては消費者庁との間で機能的な重複があることから、業務の役割・位置づけについての整理が必要ではないかということでございます。

「2. 情報管理事業」につきましては、PIO-NET、今日もいろいろ御議論いただきましたけれども、平成27年3月末にPIO-NET刷新を行うべく、必要な作業を実施ということでございます。

3ページ目「3. 相談事業」でございます。専門分野に特化した相談員、職員を配置す

るなど「経由相談」の専門性向上を図るとともに、「土日祝日相談」とか「平日バックアップ相談」を引き続き実施し、消費者問題の早期発見、相談支援のためのノウハウを一層蓄積するなど、充実・強化ということ。

「4. 商品テスト事業」でございますけれども、外部の検査機関を積極的に活用するなど、効率的に運営に努めるということ。

「5. 研修事業」につきましては、地方消費者行政の支援のために、インターネットを活用したオンライン研修などを推進ということ。あとは消費者庁との間で機能的な重複があることから、本事業の役割・位置づけについて整理が必要であるということ。

「6. 紛争解決手続事業」につきましては、消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の未然防止のため、和解仲介手続を実施し、終了事案の手続の結果を積極的に公表するなど一層の効率化を図る。

「7. 企画調整事業」についても引き続き一層の効率化を図って事業を実施するということでございます。

5 ページ「III 組織・運営の見直しに係る当初案の概要」でございます。

「1. 不要財産の国庫返納」のことにつきまして、今、組織の見直しの結論を検討中でございますので、その結論を踏まえて決定ということでございます。

「2. 事務所等の見直し」につきましても同様でございます。取引関係の見直しのところでございますけれども、引き続き随意契約等見直し契約に基づいて一般競争へ移行とか行っていくということでございます。

独立行政法人が行う契約に係る情報の公開等についても、引き続き契約に係る情報の公開等を推進し、適切に対応するということでございます。

6 ページ「4. 人件費・管理運営の適正化」のところでございますけれども、こちらにつきましても、次の中期目標期間中においても総人件費を毎年1%以上削減するとともに、借上宿舍廃止後もラスパイレ指数が100となるよう人件費を削減、最広義人件費を21年度の水準まで抑制することということと、あと業務運営コストにつきましても、次期中期目標の今までと同じ削減率を踏襲させていただきたく思っております。次期中期目標につきましては、3年間を行わせていただくことで今検討しております。ということもございまして、23年度比で一般管理費9%以上、事業費3%以上削減ということで書かせていただいております。

「5. 自己収入の拡大」のところでございますけれども、これにつきましても研修受講料等につきましては、受益者負担が適正かどうかを検証して見直していきたいということ。あと研修事業につきましても、自治体等の共催を図ることなどによって経費を節減したいということでございます。

「7. 組織の見直し」につきましては、組織の見直しの結論を踏まえて、国への移行に向けた作業を適切に実施というところでございます。

すみません、たたき台でございますので説明がほぼ棒読みになってしまったのですが、

よろしく願いいたします。

○山本分科会長 それでは、ただいまの御説明に関しまして、まず御質問等があったらお願いしたいと思います。その上で、今の見直し当初案についてご意見がありましたら、お出しいただきたいと思います。なお、これは我々が何か承認するとかしないという話ではありません。我々の作業は、いまの御説明を参考にしつつ、先ほどの仮評価表の11ページの記述をどうするかということで、その前提として今御説明を伺ったところですが、なおここがわからないということがありましたら、まず御発言いただきたいと思います。

独法は全部廃止すると言っているけれども、あの法律が通るかどうかという問題が1つあります。3年間とおっしゃったのは、国に移行しても3年間につきこういう計画をつくる必要があるということですか。

○石田課長補佐 簡単に御説明させていただきますが、今の独法通則法、国会の方に提出しておりますが、その法律が仮に通りますと、中期目標期間というのが通る前でありまして、3年以上5年以下の中期目標期間を定めるということになっています。国民生活センターの場合には、20年から25年3月までの5年いっばいを立てているものでありますので、このままでありますと25年3月末で計画が切れるわけでございます。切れた後に、現在の話からしますと、25年度を目途に国に移管という形にはなっているところなのですが、ただ、25年4月から国に移管するまでの間というのは、目標がないといけないとか、そうしますと、その場合に法律をかんがみますと3年以上5年以下でございますので、そうすれば25年のいつのタイミングかわかりませんが、国に移管するまでの間、中期目標がないといけないという意味で3年度。

ただ、もう一つ、仮に今の独法通則法が成立した場合でございます。成立した場合には、今、法律に3年以上5年以下という規定があるのですが、それが1年間延びるわけでございます。そうすると、今の中期目標がそのまま1年延長になりますので、26年の3月末まで延びる形になるわけでございます。

ということで、現在、仮評価とか当初案の見直しの作業をしていただいているところではありますが、場合によっては通ればこの作業は来年に延びる可能性もございますので、念のため補足させていただきます。

○山本分科会長 ということで、まだ未確定要素がいろいろあるのですけれども、消費者庁としても、私たち分科会としても、事情の変更や事態の推移に応じて対応できる状況にしておかなければいけないということで前倒しで作業をお願いしているということであります。

ほかに今の中身について何かよろしいですか。御確認いただくこととか特にないでしょうか。ございませんようでしたら、もう時間もかなり超過しておりますので、仮評価表の11ページの方の検討に移らせていただきまして、一応原案を作成いたしておりますけれども、このような書きぶりでもよろしいかどうか、御意見あるいは御質問をいただきたいと思っております。

恐らく事務・事業の方の1の書きぶりにつきましては、先ほど来の23年度の総合評価表あるいは仮評価表のこれまでの項目の中で似たような文言が出てきておりまして、そこで指摘された意見を踏まえて修文することとなっておりますので、その文言に合わせるということになるかと思えます。

PIO-NETの2の(1)のところは、これこそ次期に向けての意見なので、動作速度の改善がなされないという課題指摘だけで十分かと。やはり当初見直し案2ページで指摘されているような、さらなるシステム刷新でありますとか、PIO-NETの検討会の方でいろいろ指摘されている自治体の方の問題であるとか、これは国センの課題という形でストレートには書けないにしても、県のダブルチェックがあつて遅れているとか、そういうようなことも含めて、こここそ一番踏み込んで業務改善を言わなければいけない話なのです。だから、今日御審議いただいたほかの表のPIO-NET刷新に関する記述と平仄をはかりつつ、しかも各表の記述の位置づけを十分勘案しつつ、だんだん要望事項を増やしていくという形で全体を整理したいと思います。このところは業務改善のことも含めてある程度踏み込んで記述したらよろしいのではないかと考えております。

ここがある一番大事なところではありますが、時間がありませんので、黙読をいただいて、御意見がありましたら是非お出しいただきたいと思えます。

どうぞ。

○沼尾委員 「3. 苦情相談」で地方のバックアップ体制の整備というのは私が申し上げたことをここに挙げてくださっているのかと思うのですがけれども、すみません、これは私の書き方も悪かったのでありますが、結局先ほどのPIO-NETの話も含めて、これからの組織形態を見直していくに当たって、消費生活相談ですとか情報の収集・分析というところで自治体とある程度連携を取りながら役割を果たすということがいろんな局面で求められてくるだろうと。そういったところに連携であるとか協力体制というところについて、さらなる取組というのでしょうか、期待するということを盛り込んでいただけないかということをお願いしておきたいのです。

○山本分科会長 どういうふうに記述いたしますか。原案は苦情相談に関してということなので、直接相談が廃止され、それ以降、地方支援という形でいろんな取組をしている。それをもう少し継続的に充実させるようなということで、当初見直し案で申しますと、3ページの相談事業のようなことを念頭に置いた記述にはなっているわけなのです。ただ、今、沼尾委員から御指摘があった点は、もっと地方との連携ということで、これは国センだけの話ではなくて、地方消費者行政全体の消費者庁とか消費者委員会、さらには国センが今度国に入ったときにどういう事業の配置になるのかということも含めた非常に大きな話です。それをどういうふうに記述したらよろしいかということ。一応われわれの今回の作業は、まだ制度改正がされていないなかで、現行独法通則法35条に基づく当初見直し案に対する意見として言えるのはどこまでかということ。記述していることなのです。

したがって、それ以上の大きな話を、事務・事業のところでのどの程度記述するかという

ことで、何か御提案があればなるべく生かしたいと思うのですが、どういう書きぶりが考えられますか。

○沼尾委員 わかりました。すみません、その辺りのところを理解できないところがあって申し訳なかったのですが、それではあれば、この苦情相談のところは苦情相談のところ構わないのですけれども、先ほどのPIO-NETのところについてももう少し書きぶりを追加されるということでしたので、そこにも少し先ほど申し上げたようなことを盛り込んでいただければと思います。

○山本分科会長 そうですね。それは当初見直し案の方は文章が練れていますので、せつかくならばそれを利用させてもらって、ただ、地方の行政との連携ということが2ページのところにも書かれていないので、そこはこちらで独自に文言を工夫して、少し今の趣旨も含めて入れさせていただきます。

現在の基本計画でも各消費生活センターとしっかり相談しながらという文言がありますが、あそこをもうちょっと強める形で、分科会からの要望ということで記述する形で調整したいと思います。

ほかに御意見ございますか。特にございませんようでしたら、今言った事務・事業の方も業務運営の効率化の記述と消費生活情報の収集・分析・提供の(1)のPIO-NET刷新等についての記述につきましては、なお今、委員から御指摘いただいた点も含めて文言を調整する作業は残しますけれども、その他の記載については、このように分科会意見をとりまとめたいと考えます。

これ以降の扱いはどういう形になりますか。

○石田課長補佐 総務省からまだ正式なフォーマットのものが示されていないので、どこまでのものが当初見直し案に求められているのかというのが現時点でわからない段階でございます。その下で、ただやれる限りのことがあくまで事務的な案として今日はたたき台を示させていただいた次第であります。そういうこともございますので、そこは内部でも当庁内でも検討させていただきまして、正式発注がいつ出るかにもよりますけれども、いずれにしても分科会長に御相談させていただいて、御指示に従って、この後は親委員会があつたりしますので、また御相談させていただきたく思います。

○山本分科会長 そうですね。先ほどの私の理解ですと、要するに当初見直し案の方が正式にスタートしていないなかで、我々の意見だけを評価委員会にかけるということで、これは内閣府との関係にもなりますけれども、手続的によいのかなとちょっと気にはなっているのです。今日審議したのは、我々がもう一回集まるというのはロスがあるので、もう早手回しに発注が来たらこういうことになりますということで御審議いただいたのだけれども、どういう段階でどういうふうに出すかという問題はまだ残っているように思うので、内閣府の方とも相談しながら進めたいと思います。

では、少しこの扱いについてもまだはっきりしないような部分が残っておりますけれども、内容につきましては今日御審議いただいたところは、固まったところはこれで固め、

修文の課題が残ったところも早急にとりまとめたいと思っております。その上で、分科会あるいは評価委員会の作業の方でどういうふうに扱うかということにつきましては調整事項が残っておりますので、それについては適宜私の方で対応することとさせていただきます。

この扱いは見直し当初案についての意見ということになるのですか。

○石田課長補佐 これもまた御相談ですが、そういう形になるのではないかと思います。

○山本分科会長 前回中期目標期間終了時も同じような紙が来て、直接相談廃止の点が当時からすでに問題になっていまして、一応廃止の結論が出て、それからその後復活したとかいろいろな経緯がありました。当時は独法の整理合理化計画というのがあって、それに対する対応で国民生活センターの事業は独法として必要であるということとか、直接相談の廃止に関する意見を記述したのです。あれも当初案に対する意見という形で位置づけられていたかと私は理解していますので、今回もそういうことになるのかなと思っておりますが、そういう整理でこちらに誤解がありましたら、また事務局から御指摘いただきたいと思っております。

それでは、今後の予定につきまして、最後ですけれども、事務局から御説明をお願いいたします。

○村松課長 長時間の御審議、本当にありがとうございました。資料5で簡単にこれからの御予定の方を御紹介したいと思います。

まず、8月27日でございますが、親委員会の開催がございますので、今日、御審議いただきまして、今後修正もいたします業務実績評価の方を御報告に来ていただきたいと思っております。仮評価についても同様でございます。ただいまございましたとおり、見直し当初案につきましては、今後総務省等から正式な発注があるかどうかということで、もしあればこの機会に諮るということもあろうかと思っております。

秋口でございますが、例年どおり、各法人からの次年度の概算要求、上半期の業務執行状況の聴取が親委員会の方で行われる予定でございます。

分科会の関係では、年明けでございますけれども、また評価基準等の見直し、新中期目標案につきまして御議論をお願いできればと思っております。

その後、親会の方に入りまして、3月に新中期目標案、続きまして新中期計画案ということでの御審議という予定でございます。またよろしく願いいたします。

○山本分科会長 それでは、本日は、これでも急いだつもりなのですが、皆さんのランチの時間を完全に犠牲にさせていただきまして、長時間にわたり御審議に御協力いただきまして誠にありがとうございました。

これで本日の分科会を閉会させていただきます。